

令和5年第2回下仁田町議会定例会会議録第1号（8日）

招集年月日	令和5年6月8日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年6月8日午前10時00分				議長	佐藤博		
	閉会	令和5年6月15日午前10時13分				議長	佐藤博		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 11名 不応招 0名 出席 11名 欠席 0名 欠員 0名	1	小井土 光 弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
	2	大手 博 幸	○	○	8	千野 榮 治	○	○	
	3	佐々木 信 也	○	○	10	堀口 博 志	○	○	
	4	岡田 邦 敏	○	○	11	岡田 武 二	○	○	
	5	木暮 弘 元	○	○	12	佐藤 公 夫	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎 正 春	○	○					
会議録署名議員	5番	木暮 弘 元	6番		岩崎 正 春				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐藤 正 明			書記	佐藤 里 奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男			福祉課 長	鈴木 昌 吾			
	教 育 長	里 見 立 夫			保健課 長	今井 美 和			
	総務課 長	岡野 均			農林課 長	佐藤 圭 司			
	企画課 長	神戸 領 栄			商工観光課 長	林 光 一			
	住民税務課 長	下山 光 一			建設水道課 長	荻野 文 昭			
	会計課 長	岡野 宏 巳			教育課 長	竹内 誠			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長挨拶
- 3 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 令和5年6月8日 午前10時00分

○議長 佐藤博 おはようございます。

議員の出席が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第2回下仁田町議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番 木暮弘元君と、6番 岩崎正春君を指名いたします。

○議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で本議会の運営等について協議がされておりますので、その結果について報告を求めます。議会運営委員長

(堀口博志議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 堀口博志 おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る5月26日、午前10時から303委員会室において議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取扱い等の議会運営に関する事項について協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から6月15日までの8日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただきます。その後、一般質問を小井土光弘議員、木暮弘元議員、岩崎正春議員、佐藤公夫議員の4名の方が行います。

また、一般質問終了後、全員協議会を開催し、本定例会に提案されております報告第2号から第40号議案の細部にわたる説明をしていただき、さらに時間内に終了しない場合は、9日に引き続き開催させていただきます。

9日は、引き続き全員協議会を開催する場合は終了後、8日に全員協議会が終了した場合は、午前10時より本会議を開催していただき、報告第1号及び報告第2号を上程、その後、第29号議案から第39号議案まで上程、提案者の説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、第40号議案の補正予算については、上程の後、提案者の説明、質疑の後、予算決算特別委員会に付託し、陳情につきましては所管の委員会に付託し、審査をお願いすることに決しました。

10日及び11日は、休日につき休会といたします。

12日は、予算決算特別委員会を開催し、終了後、総務常任委員会及び総務常任委員会協議会を開催していただきます。

13日は、午前10時から社会経済常任委員会協議会を開催し、14日は委員会予備日といたします。

15日最終日は、午前10時より本会議を開き、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、第40号議案に対しての討論、採決、また陳情の採決を行い、全日程を終了する予定です。

以上、この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げて、委員長報告にします。

○議長 佐藤博 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から6月15日までの8日間にしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間と決定いたしました。

○議長 佐藤博 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。町長
(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆様、おはようございます。

令和5年第2回下仁田町議会定例会開会に当たり、ご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、定例会にご参集いただきありがとうございます。

馬山のアジサイが見頃を迎えたこの頃、梅雨前線の活発化に加え台風の発生など、いつも以上に緊張感を持った防災意識が必要であると認識しております。

さて、本定例会には、報告のほか議案12件についてご提案申し上げます。

初めに、令和4年度繰越明許費繰越計算書に係る報告がございます。

続いて、第29号議案では、農業委員会委員構成における認定農業者比率についてご審議いただきたく存じます。

その後、第30号議案から第37号議案では、任期満了に伴う新たな農業委員会委員の任命についてお諮りいたします。

続く第38号議案では、国の地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正したいとするものです。

さらに、第39号議案では、国の法改正に伴う町企業誘致促進条例の一部改正についてお諮りいたします。

そして、第40号議案においては、令和5年度一般会計補正予算をご提案するものです。

いずれの案件も、住民生活に直結する大切な案件ですので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和5年第2回議会定例会開会に当たりご挨拶申し上げます。

本日より大変お世話になります。

○議長 佐藤博 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。小井土光弘君

(小井土光弘議員 一般質問席へ)

○1番 小井土光弘 議長のお許しが出たので、議席番号1番、小井土光弘が一般質問をさせていただきます。

下仁田町の防災・減災に大きく関わる下仁田町消防団の活動について伺いたいと思います。

まず最初に、団員の減少防止対策、新入団員の対策について伺います。

消防団は、地域防災を支える消防団員が近年減少傾向ですが、このまま減

少が続けば、消火活動はもとより災害時の被災者支援や日頃の防災活動等に支障が出てくることが予想されます。

また、実際に先日、私の地元で消火器を用いた訓練が行われましたが、10年ほど前まで団員が10名で行われていたんですけれども、今年は6人で行われていました。負担が大体倍になったんじゃないかなと感じられました。

このような状況の中、近年における町の消防団員確保の取組や団員に対する処遇改善策等について伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 その件に関しまして、総務課長に答弁させます。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

まず最初に、消防団員確保の取組についてでございますが、以前より町では、地域の実情を熟知しております消防団に新入団員の加入促進をお願いしております。消防団では、新しい団員の加入に向けて、各分団長をはじめ団員が直接ご本人にお会いして加入をお願いしておりますが、様々な事情により加入する方が少ないのが現状でございます。

町としましては、引き続き消防団員の確保のため、消防団にご協力をいただき、新入団員の加入促進を図って参りたいと思います。

また、平成29年からは、機能別団員制度を創設をさせていただきました。これは、消防団員として活動し、既に退団された方に機能別団員として火災時にご協力をさせていただく制度で、令和5年5月現在で18名の方が登録をいただいております。

次に、消防団員に対する処遇改善策でございます。

1点目でございますが、消防団員の年額報酬の増額と出動手当の創設です。

総務省消防庁の通達に基づきまして、令和4年度より団員の年額報酬を1万500円増額をさせていただき、3万6,500円とするとともに、新たに出動手当を設け、火災時には日額8,000円、また訓練・火防等には日額3,500円の出動手当を設けました。また、年額報酬、出動手当については、直接、各団員にお支払いをしております。

2点目でございます。消防団員の自動車運転免許取得費補助金の創設でございます。

これは、道路交通法が改正されまして、平成29年3月以降に、普通自動車運転免許を取得した場合に運転できる車両重量が3.5トン未満に制限さ

れました。このことから、所属する分団に配備されている消防自動車を運転できない団員を対象に、車両重量7.5トン未満まで運転できる準中型運転免許証取得のための必要な教習経費の全額を補助する制度を創設させていただきました。

また、オートマチック限定免許からマニュアルの自動車を運転できるためのオートマ限定解除の必要経費の全額を補助する制度も、併せて設けさせていただきます。

3点目でございますが、消防団活動時の、自家用自動車損害保険への加入でございます。

総務省消防庁では、消防団の活動に際して自家用自動車等を使用する団員が多い中、令和元年台風19号による災害出動時に、消防団員の自家用自動車等の被害が発生してございます。このような急を要する消防団の活動において、団員の自家用自動車に被害が生じた場合には、原則、団員個人に負担を生じさせることのないよう、消防団を管轄する市町村等において「消防団員自動車傷害保険」へ積極的に加入するよう通知しております。

このことから、町では、令和5年度より消防団員活動のための自家用自動車損害保険に加入しております。

補償内容につきましては、団員が火災、風水害等の有事の際に自家用自動車等を使用している間に起きた自動車事故を補償するもので、対人・対物については無制限でございます。また、車両保険は免責なしで300万円の補償というような制度でございます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 私が団に所属していたときより、大分いろいろな政策がされているみたいで、助かると思います。

次に、消防団員の充足率を、機能別団員を含めた場合と除いた場合の数値を伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

令和5年5月現在の状況についてでございますが、下仁田町消防団条例における定員は160人でございます。団員、機能別団員を合わせた人数が現在148名でございますので、充足率が92.5%でございます。

次に、機能別団員を除いた場合の団員数でございますが、130人でございます。定員に対する充足率は81.3%となっております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 機能別団員を含めると92.5%ということなので、まあまあ充足率を満たしているのかなと思うんですけども、その機能別を抜くとやっぱり80%ちょっとまで落ちるとということなので、やっぱり一般団員の補強というのは必要なことなのかなと思います。

私も、消防団で20年弱ほど活動したんですけども、新入団員の勧誘にはとても苦戦しました。「消防団の活動は、仕事とプライベートとの両立が難しそう」、「訓練が大変そう」と断られることがたくさんありましたけれども、将来的に消防団を維持するために、更なる負担軽減、待遇改善が必要だと思われます。

その一つとして、加入団員に対して住民税を軽減すればメリットがあり、加入に繋がると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 現在、消防団員に対して市町村民税を軽減している自治体については、全国的にはございません。

消防団員に対する税の特例としましては、団員報酬が年額5万円までの部分については非課税となっておりますので、多くの団員が非課税対象者となっていると思われます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 全国的にないということなので、全国初を目指していただければと思います。

続いて、消防団員の在籍する企業への支援についてですけれども、団員が在籍する企業は、勤務中に火災等が発生して出動することで企業活動が滞るなどの影響があると思います。

団員の会社での立場が悪くなるのが考えられるのかなと思います。団員が気兼ねなく出動できるように、在籍企業への補填等などは考えられないでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 団員の多くの方が被雇用者という状況を考慮しまして、総務省消防庁では、消防団活動に協力している企業に対して、「消防団協力事業所表示制度」を実施しております。

この制度は、従業員の概ね1割で最低5名以上の従業員が消防団に加入しており、なおかつ消防団活動への配慮に関して社内内規を定めている企業に対して、「協力事業所表示証」を交付しております。

消防庁から「協力事業所」として認められた事業所につきましては、取得した表示証を社屋に表示でき、また自社のホームページなどで広く公表ができます。また、県によっては、消防団協力事業所の認定を受けた企業に対して、県民税である法人事業税を減税制度を設けている自治体もございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 消防団の協力事業所制度があるようですけれども、なかなかハードルが高いようなので、もう少し低いハードルにできるように総務省のほうに働きかけていただきたいと思います。

続いて、消防団員活動の軽減について、ポンプ操法がありますけれども、脱退を提案したいと思います。

ポンプ操法訓練は、ポンプ機器の習熟につながるので有効性は認められるんですけれども、団員にとっては負担がかなり大きいです。近隣の市町村では、既にポンプ操法大会へは参加しない方針を打ち出しているところもあります。

近年、地球温暖化に伴って災害の増加、大規模化が見込まれているので、防災・減災訓練にその時間を充ててもいいのかなと思われまますけれども、いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 ポンプ操法大会についてでございますが、総務省消防庁と日本消防協会が主催者となりまして2年ごとに開催されております。

この大会は、団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展を目的に、地方予選から全国大会まで実施されます大きな大会でございます。

しかしながら、近年では消防団員の不足や団員への負担軽減というところから、大会への参加を見合わせる消防団があるというのもお聞きしております。

いずれにしましても、ポンプ操法大会への参加・不参加の判断につきましては、消防団本部会議で協議をさせていただきます、本部会議の判断を仰ぎたいとは考えてございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 ポンプ操法大会は歴史のある大会、私も2回ほど参加させていただいたので、いきなりここで急にどうのこうのとはできないと思うので、よく消防団本部と協議していただきたいと思います。

続いて、家庭用火災報知器の現状について伺いたいと思います。

家庭用火災報知器の設置率についてですけれども、今現在いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

広域消防本部下仁田消防署に確認をさせていただきましたところ、下仁田消防署と西牧分遣所では、毎年春と秋に行われます火災予防週間に合わせて約100世帯を対象に戸別訪問をし、住宅用火災報知器の設置状況調査を行っております。

しかしながら、近年では新型コロナウイルス感染症防止、感染防止対策のために、令和3年度以降につきましては戸別訪問は行わず、商業施設等で来店者に対してアンケート形式の調査を行っております。

現時点における下仁田町の一般家庭用火災報知器設置率は、約70%となっているとでございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 なかなかコロナがあったということで、活動もままならなかったのかなというのは分かりますので、コロナも明けたということなので、ぜひよろしくをお願いします。

続いて、近年で下仁田町の広報紙等でPRはどうやっていますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 広報紙等のPRでございますが、下仁田消防署のほうでは、毎月10日が「ぐんま住警器の日」となっていることから、消防車両による広報活動を実施しております。

また、広報「しもにた」には、令和3年4月号及び5月号、そして令和4年1月号に住宅用火災報知器の設置案内及び啓発活動を掲載してございます。また、令和4年11月号には、消防署による住宅用火災報知器の設置支援を行うというようなご案内も掲載をさせていただいてございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 まだ70%ということなので、更なる普及活動はどうでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 こちらも広域消防本部のほうに確認をさせていただいた部分でございますが、広域消防本部としましては、既存住宅への住宅用火災報知器の積極的な設置促進を図るため、住宅火災における死者数の過半数を占めます高齢者世帯への火災報知器の設置を促進したいとする考えでございます

が、個人情報の取扱いから高齢者世帯の把握がなかなか困難であると聞いてございます。

このことから、町としましては区長や民生委員等のご協力をいただき、消防署とも連携を図りながら普及促進に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 火災報知器も、初期の設置から10年以上が経過しているが、その後の調査は行っていますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 設置後のフォロー調査については、特には行ってございませんが、初期設置よりも大分年数も経過してございますので、今後は消防署とも協力をしながら、改めて火災報知器設置の周知は行ってまいりたいと考えてございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 うちの火災報知器も、電池が切れて死んでいた状況がしばらくあったので、結構ついていても70%実際は切っちゃっているということもあり得るので、さらなる普及活動、広報活動をよろしくお願いします。

それで、今までの一般質問で町長の考え方というのは何かいただけるでしょうか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね、防災、個々の部分にもなりますけれども、消防ですけれども、広域に頼るばかりでなく、町としてもできる対応を取っていきたいと思っています。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 ちょっと時間が早いんですけども、これにて一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時39分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

木暮弘元君

(木暮弘元議員 一般質問席へ)

○5番 木暮弘元 ただいま佐藤議長のお許しがありましたので、5番議員の木暮弘元が一般質問をさせていただきます。

本日は、水質検査についてと原発事故に伴う放射性物質による影響と除染土壌の現状及び災害時のドローン活用についてです。

まず、1番、水質検査について、町長に伺います。

下仁田町が管理している上水道及び簡易水道の浄水場施設は何か所ありますか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 細かいことは課長に答弁していただきますけれども、木暮さんの質問、大変全般に多岐にわたっておりますので、その都度所管の課長にしたいと思っています。

まずは、建設水道課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 お答えいたします。

町が管理している浄水場施設は、第7次拡張により平成27年4月に国の認可を受けまして、上水道区域に簡易水道区域を統合し、現在は上水道として17施設ございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 分かりました。

次に行きます。

水道水の放射性物質において、放射性物質は検出されたことはありますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 水道水中の放射性物質検査については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力株式会社第一原子力発電所事故に伴い、厚生労働省からの通知に基づき、各浄水場ごとの水道水の放射性物質検査を定期的を実施しております。

検査結果につきましては、食品衛生法で設定された基準下限値を超えたことはなく、検出されたことは一度もございません。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ありがとうございます。

次に行きます。

ろ過施設のある浄水場で、浄水処理後の汚泥の処理及び放射性物質検査の実施をしていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 水質汚濁防止法並びに水質汚濁防止法施行令において、工場及び事業所等から排出される水については、有害物質の量や濃度等の排

出基準の定めにより規制されてございます。

その中で、水道施設については、浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の施設は除くとされており、町には対象となる浄水施設はございませんので、浄水処理後の汚泥については浄水処理後の余剰水等と合わせて放流して、放射性物質検査は実施してございません。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に行きます。

例えば、台風や大雨等で発生した河川の濁り水に放射性セシウムが含まれていた場合、その水を浄水処理した後の汚泥には放射性セシウムの濃度が高くなっているということを聞いたことがあります。その場合に対応、対処していますか。また、調査をしていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 放射性セシウムは、濁質に吸着しやすい性質を持っています。土壌表面に吸着された放射性セシウムが降雨により河川中に流出した場合も、濁質に吸着した状態で浄水場に流入いたします。

浄水場では、その濁りを凝集沈殿させ、ろ過処理により濁りとともに除去することができます。そのため、水道原水中に放射性セシウムがある場合は、浄水処理後に濃縮され、汚泥の塊となることから濃度が高くなるのではないのかとも考えられます。

町が管理する浄水場については、現在実施している定期的な水道水中の放射性物質検査や、環境省による河川のモニタリング調査結果が基準値を継続して十分下回っていることから、浄水処理後の汚泥の放射性セシウムが基準値を超える可能性は極めて少ないと考えられるため、調査はしていません。

しかしながら、今後も定期的な水道水の検査及び水質監視に努め、環境等に変化が生じた場合は、法令等に基づき適切に対処したいと考えております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ありがとうございます。

次に行きます。

水道水において、放射性物質データ以外の水質検査は実施していますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 水道法において、水道事業者は厚生労働省の定めるところにより定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。また、供給される水は、省令で規定する水質基準に適合するものでなければならないとされ、水質検査の義務が定められております。

町では、水道水及び水道原水について、水質基準に定められている51項目の水質検査を、法令及び下仁田町上水道水質検査計画に基づき実施しております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、有機フッ素化合物（PFAS）の調査をしていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 有機フッ素化合物（PFAS）とは、主に炭素とフッ素からできた化合物の総称でございます。人工的に作られたものがほとんどで、その数は4,700種類以上にも上り、代表的なものとしてペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS・ピーフォス）やペルフルオロオクタン酸（PFOA・ピーフォア）があります。水や油をはじく性質から、消化剤や撥水剤、コーティング剤などに幅広く利用されており、これらの物質は自然分解がしにくく、一度生成されると自然界や人・動物の体に蓄積しやすい特性があり、近年では国際的に使用禁止や規制が進んでいる物質で、国内でも製造と輸入を法令で禁止しています。

水道水による（PFAS）については、国が実施した河川や地下水の調査で、調査対象となった31都道府県のうち13県で検出が確認された報告もあり、最近では東京都で水道水に利用されていた井戸水から検出されたという報道もございました。

主に、工場からの排出とともに河川や地下水に放出され、水道水から人体に取り込まれる可能性もあり、健康へ与える影響についても問題視されています。

厚生労働省では、令和2年4月に水質管理目標設定項目に位置づけ、将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する知見から、水道水質管理上留意すべきものとして定めております。

町においては、地域環境等の現状から水道水への影響は考えにくいため、検査等はしておりませんが、地域環境に変化が生じた場合は、法令等に基づき適切に対処したいと考えております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に行きます。

吉崎のクリーンポケット、白山のクリーンセンター及び下仁田の清掃センターの水道水または排水等の水質検査やダイオキシン類の検査はしていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 これらの施設は、水道水を供給している施設でございます。給水区域内全体での水質検査を実施しているため、各施設ごとの検査は実施してございません。

また、水道水中のダイオキシン類については、水道法で水道水中での存在量が明らかでない物質を対象とした要検討項目に位置づけられており、水質検査義務はなく、地域の実情に応じて必要となる場合は適宜実施し、情報、知見の収集に努めていくべきと定められていることから、現在は検査しておりませんが、環境等に変化が生じた場合は、法令等に基づき適切に対処したいと考えております。

なお、施設から排出される水やダイオキシン類の検査については、所管である甘楽西部環境衛生施設組合に確認したところ、検査は実施しているとのことでございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ありがとうございます。

私は、やっぱり住民のためには検査をするべきだと思います。また、所管である甘楽西部環境衛生施設組合に確認しました。下仁田町のホームページに掲載してあると回答いただきましたので、それを出して、きちんと判明いたしましたので、安心をいたしました。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に行きます。

2の放射性物質の影響による農畜産物等の出荷制限についてです。

放射性物質の影響による農畜産物等の出荷制限について、具体的な品目は何ですか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

現時点で、下仁田町の出荷制限の指示が出ている品目は、野生の「コシアブラ」になります。また、野生鳥獣肉のイノシシ、熊、鹿、山鳥の肉については、県全域に出荷制限が出されております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 大きな3番でございます。除染土壌を保管する自治体対象のアンケート調査についてでございます。

平成30年3月に環境省が実施した除染土壌を保管する群馬県各市町村のアンケート調査について、町はどのように回答いたしましたか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 お答えいたします。

下仁田町は、保管している除去土壌の取扱いについての設問に対して、「国及び東京電力の責任に於いて埋立場所を町外、県外に選定すること」との回答を行いました。

しかしながら、アンケート回答の再確認で環境省職員が来庁した際に、環境省職員からは回答の削除を促すような発言があったり、国庫補助で実施している放射線量測定モニタリングの回数削減を要求してきたため、回答の削除やモニタリング回数の削減はできないと返答しております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 全く国は威圧的な態度を取っていますね。非常に遺憾だと思います。

次に行きます。

4番の除染土壌の仮置場の現状について。

除染土壌の仮置場の保管状況について教えてください。トンパックは何個ぐらいありますか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 仮置場の状況ですが、平成25年6月から除染作業が開始され、同年7月30日から仮置場に除染土壌の搬入が始まりました。同年9月10日には搬入が終了しております。

除去土壌を搬入した際には、放射性物質が飛散しないように耐侯、耐水性に優れているフレキシブルコンテナと呼ばれる袋に入れたまま埋立てをいたしました。また、仮置場から移動する際にもこのまま取り出しを行う予定です。

除去土壌の上側は、耐侯性、防水性のある遮水シートで覆い、除去土壌に雨が当たらないようにしてあります。また、汚染されていない土壌で30センチ以上盛土し、遮へいを行っております。

さらに、地下水への浸水を防ぐため、耐侯性・防水性のあるベントナイトシートと呼ばれる粘土を利用した遮水シートを敷いて、万が一の場合にも吸水性に富んでいるため、遮水シートの効果により浸水を固めます。

なお、搬入された数量ですが、フレキシブルコンテナと呼ばれる袋で土壌が79袋、71.94立方メートルになります。表層の枯れ葉など腐敗性のものが150袋、150.4立方メートル、合計で229袋、222.34立方メートルでございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 長年にわたり使用したトンパツクの異常と破損はないのでしょうか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 周囲の放射線量や水質検査で、異常は出ていません。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 令和5年4月6日木曜日の群馬建設新聞に、放射性物質汚染対策事業除染実施計画対象地区空間線量率経過観測業務の入札が掲載されましたが、業務委託した観測について何か異常がありましたか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 平成25年6月から開始しました除染作業の下仁田、吉崎、栗山、馬山、青倉、小坂など15地区内に80か所を観測地点として年2回、除染後もモニタリング事業として空間の放射線量に異常がないかを確認するため、放射線量の測定を入札する業者委託で行っております。

なお、これまでの測定で異常はありませんでした。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 仮置場の調査について、どのような調査がありますか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 仮置場の地表から1メートルの高さで放射能空間線量測定を毎週実施しております。また、仮置場の地下水の測定と集水タンク内に溜まっている水がある場合には、そちらの測定を行っております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次にいきます。

空間線量や水質検査に異常はないですか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 除染土壌搬入終了後の平成25年10月のモニタリング開始から今日まで、国が定める1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える異常値は検出されておられません。

地下水及び集水タンク内の水についても、同様に異常値の検出はございませんでした。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次にいきます。

吉崎の千沢川について、どのように検査して、結果が出ているのですか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 千沢川の河川水も毎月採水をして測定をしております。異

常値は検出されておられません。

また、検査結果については、仮置場のものと併せて吉崎地区多目的集会所に設置されております掲示板への表示と、ホームページへの掲載をして、町民の皆様に周知をしてございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、群馬県市町村内で放射能の仮置場は何市町村存在していますか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 下仁田町のほかに2市2村（桐生市、みどり市、高山村、川場村）に設置をされております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は5番目で、除染土壌埋立てに関する国の動きについて、環境省の職員が来庁した際には、原町長はどのように対応しましたか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 環境省職員の訪問は定期訪問になりますので、担当職員が対応をさせていただきました。

令和4年度については6月、翌年2月にコロナ禍のため2年ぶりの訪問を受けました。内容は、国の動向について、除染土壌の埋立処分方法や再生利用の実証実験について経緯の説明がございました。

町の姿勢については、除去土壌の町外、県外への搬出処分を求める姿勢に変わりがないことを伝え、町長には復命をいたしました。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に、6番、除染土壌処分の町の考え方について。

栗山の仮置場はいつまで仮置場なのか。国に向けて今後どのように交渉していくのか、除染土壌処分について町の考え方をお尋ねいたします。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 原発施策を進めてきた国及び原発事故の原因者である東電の責任の下で、町外、県外に埋立処分場を確保し、除去土壌を仮置場から搬出して埋立処分を行っていただくことが基本姿勢であります。町外から持ち込むことも、このまま保管し続けることもあり得ないという考えでございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、福島県の除染土壌の処分を、所沢市のように実証試験として受け入れるために町民へのアンケート調査を行いますか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 当町の仮置場の除去土壌の処理を町外、県外に搬出していくことが最優先課題でございますので、町外の土壌受入れについては全く考えてございません。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 7番の、高レベル放射性廃棄物の地層処分について、町の考え方はです。

私は、原子力委員会機構と東京電力の主催で、「高レベル放射性廃棄物の地層処分について」、前橋と高崎会場に出席しました。説明会については、金銭をもらって参加した人もいました。不正があったので調査委員会を立ち上げ、参加者に調査が入りました。私のところにも、調査委員会から金ももらっていないか調査票が送付されてきましたので、金銭は一切もらっていないと回答いたしました。

このような原子力委員会機構と東京電力に失意を感じました。このような悪質な方法で説明会を行い、高レベル放射性廃棄物の処分場の選定を行おうとしている国の動きについて、町長の心構えを伺います。

○議長 佐藤博 原町長

○町長 原秀男 放射性廃棄物の問題で、今、木暮議員の質問ですけれども、町がもしその話が来たらどうしようかと、どうするのかという考えだと思いますけれども、まずもって今、国の原子力行政見るにつけ、全く方向性出ずに走っていると、ちょっと困ったものだと思います。

そういった中で、もし町に話があるという場合には、私は聞くつもりもありませんし、またましてや受け入れる方向性は毛頭ございません。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 町長、ありがとうございます。安心しております。

次に行きます。

循環型社会形成推進交付金のことで、環境省の職員が来庁した際に、清掃センターの建設や瓦礫処理等の話は出ましたか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 清掃センターの建設や瓦礫処理については、所管が違いますので話は出ませんでした。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 分かりました。

次に行きます。

台風19号の被害を受けた仮置場に向かう国有林内の道路が現在も寸断されていますが、いつ頃修復工事ができますか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 コロナ禍で2年ぶりに開催されました令和4年度の環境省の6月の定期訪問で、再度復旧の要望をしました。そうしましたところ、林野庁の予算で今年度、令和5年度に調査を行い、6年度に復旧工事ができればと考えているようです。

昨年9月には、群馬森林管理署が現地を視察に見えたということで、報告を受けております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 全く遅いですね。もう19号の台風から大分もう過ぎております。

次に行きます。

8番目、災害時のドローン活用について。

民間企業では、災害時等にドローンを使用した被災調査等を行っているのを伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

民間企業において、災害時にドローンを利用した調査を行っているかどうかということについては、ちょっと承知はしてございません。

しかしながら、設計会社等では、橋梁点検等において人が目視できない箇所を調査する場合、ドローンを活用する場合があるということは聞いております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 災害時に、被害現場にドローンを使用しますか。例えば、国有林内で台風19号の被害状況を調査するのもドローンが必要です。また、町内の災害や事故等の調査をするときはドローンが必要ですが、いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

災害時の、災害発生時のドローン活用につきましては、被災状況を確認するのに有効な手段と思われれます。特に、大雨等により道路が寸断され、災害現場を目視できない場合など、災害現場の状況把握に関してはドローンの活

用は有効と思われます。

町では、令和5年度当初予算におきまして、道路台帳電子化業務の予算を計上させていただいております。林道台帳の電子化事業において、現地調査に活用するためドローン1台の予算を措置をさせていただいている予定でございます。

導入後の使用につきましては、道路台帳整備の利用のみならず、災害時の情報把握等、広く活用をしてみたいと考えております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、町にドローン免許証取得をした職員はおりますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 現時点での免許取得者はありませんが、今年度ドローンを導入するに当たり、職員3名のドローン操作講習の受講を見込んでございます。受講を受けて操縦免許を取得していただく予定でございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 それでは、最後にまとめに入ります。

飲料水は、住民の命を守ることが大切です。下仁田町の飲料水は、私が飲んでも最高です。大切な飲料水なので、行政はあらゆる手段で検査をして、町民の皆さんに安心して飲んでいただけるようお願いしたいというものです。

また、放射能の仮置場を知らない住民も存在しています。私たちは、後世まで仮置場があったと伝えておくべきだと思います。

私たちの記憶がためされていますが、2011年3月11日の東日本大震災を思い浮かべれば、汚染土壌の処理が大変ですね。現在も見渡せば、今もたくさんのトンパックが破れているのが、今も映像で放映されています。処理を間違えないようお願いして、少し早いんですけども、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 続いて、岩崎正春君

なお、岩崎君から資料の配付と、並びにパネルの掲示の申出がありましたので、これを許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時18分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

岩崎正春君

(岩崎正春議員 一般質問席へ)

○6番 岩崎正春 ただいま議長の許可がありましたので、議席番号6番が通告書に従いまして質問いたします。

まず初めに、質問に入る前に、12月定例会一般質問にて提案申し上げた定住化のための住宅支援に、私が提案したのは平米1万円の補助ということでしたが、森林環境税、譲与税の財源を基に、県内木材使用や町内業者の施工などにより200万円近い支援策や、育児、子育て支援、第1子目から30万円、差をつけずに第1子から30万円として支援が予算化されました。

また、1歳から5歳までは毎年10万円などの就学支援予算となりました。ここまで踏み込んだ支援は、他の自治体では見当たらないと思います。少子化に対して具体的に予算化していただいたことに、まず感謝申し上げます。

私の質問も、今期でこれが最後になりますが、私の基本的な姿勢としては地域資源を生かすということ、そして生活の中に落とし込めることによる、豊かさが実感できる施策をすること。そして奇を衒わない、持続的に行政が進められるようにするというところでございます。

今回も、過去に行った再質問であります。すぐにそういったことは実現するとは思いませんが、繰り返し議論を重ね、皆さんの意見をお聞きしながらこうした質問を繰り返すことは、議会議員としてとても大切だと思っていますので、今回も同様の考えで質問を行いたいと思います。

まず最初に、林道の整備と活用について、町の林道の路線数と総延長距離について、町の林道の総延長距離はどのくらいか、また林道の整備状況、舗装の施工状態などを併せて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 その件は、農林課長に答弁させます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

町の林道の路線数は38路線、総延長距離は6万6,340メートルです。舗装の施工状況ですが、総延長6万6,340メートルのうち、舗装延長は3万3,225メートルで、率にして約50%、未舗装は3万3,115メートルです。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 今の答弁は、令和3年度から7年度の間の下仁田町持続的発展計画の計画にほぼ沿った内容で、進捗状況で道路整備を行っていただけていると認識しております。

日本の林業は、管理不足と担い手不足という課題を抱えています。ウッドショック対策としてだけではなくて、カーボンクレジットやSDGsが今後の後押しになると言われております。

平成31年度から始まった森林環境譲与税の使い道は、今後どのように計画し、実施していくのか。例えば、林業支援の進め方や林道整備、林業の担い手育成、また間伐材伐採の支援など課題にどのように取り組んでいくのか、ご答弁願います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 森林環境譲与税の用途については、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材の利用の推進、普及啓発と法律で定められています。

こうした中、令和5年度は町や地元として必要な水道施設、文化財等があり、作業道補助事業とならない作業道修繕、森林管理システムに山林部の公図や所有者情報等の整備、森林所有者に対して山林の所有状況や今後の管理についての意向調査委託料、災害情報やインフラ点検のためのドローン機器の導入、搬出を伴う建築用材の伐採について、1平米当たり1,000円の森林整備促進伐採搬出補助金を予定しております。

また、令和5年度新たに林業従事者の担い手確保を図るための総合的な対策として林業担い手育成支援事業補助金を創設し、担い手の育成、就労環境改善、就業支援、推進活動、情報技術の導入など、下仁田町森林組合に支援を行ってまいります。

岩崎議員が、令和4年12月定例会で一般質問をされた定住化支援については、群馬の木で家づくり支援事業補助金の制度を拡充し、構造材のうち群馬の優良木材60%以上使用した住宅に対して、1平米当たり5,000円の上限100万円、また町内事業者施工と町内地域材活用によりそれぞれ30万円を加算し、合わせて160万円の補助金を支援させていただきます。

さらに、建設水道課が実施します施設維持補修費とし、道路沿線の防災対策予防伐採の財源に充当しております。

令和5年度、歳入の森林環境譲与税3,692万円に対し、歳出合計4,410万3,000円で、執行率約119%を見込んでおり、森林整備及びその促進に関する施策に取り組んでまいります。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 今後も、森林環境譲与税の適正な活用を図っていただきたいと思っております。

次に、林業に限らない林道の利活用についてであります。

ここに今お配りしたのは、議場ですので、法人名を語らないために資料を見ていただければ分かるかなと思いますので、参考にさせていただきながら聞いていただければありがたいと思います。

直ちに林業に直接結びつかないとも、森林浴や林道を使ったウォーキング、山地マラソン、自転車によるヒルクライム、自動車ラリーレースなどに活用することで、林業への重要性も認識できるし、ネイチャーブームにより自然に親しむイベントも人気があります。スポーツでもマラソン、自転車、バイクの山岳ラリー、自転車に乗る林道の活用は、下仁田町は適地だと言われております。

今年4月22日に自動車ラリーが開催されたようだが、その経緯を伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 今年4月22日に、青倉地区内の林道七久保橋倉線で開催された自動車のラリー選手権は、町民の方で自動車ラリーに携わっている人が主催者に声をかけていただいたことがきっかけで開催されたものです。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 これは昨年もみかぼスーパー林道周辺で行われましたが、下仁田町分は利用がなかったようです。昨年の本部はサファリ動物園に置かれたようで、今年は当町の林道七久保橋倉線を含む道路が使われ、スタート地点が平原だったと聞いております。レース車は65体で選手が130名、関係者を含めると200名。責任者に伺ったところ、レースをするには地元の理解が得られないと実施できないということで、大変神経を使っておりますということでした。

また、ハイオク燃料や食事は100%地元を使わせていただき、地元にお金が落ちるように努力している。また、この道は道路閉鎖がしやすいし、また民家からある程度距離が離れているという、またインターチェンジからも非常に近いので便利だと。

今年の本部は丹生湖の付近だったらしいです。これは、近くに宿泊施設があるからということが主な理由に挙げられているそうです。

こういうイベントの招致は、本当は、本来は町が自ら営業を行って、どこの場所がどんなイベントによいのか、使えるのかよく考えて今後は営業活動をしてほしいと思います。

ラリーといえば悪路を走破するイメージだが、今回はWRC基準にも準拠するような厳しいもので、本当に小石1つない状態に道をきれいにして行わ

れておりました。こういったものも子供たちにも見せてあげたいなというふうに私は考えております。

道路も、下仁田の林道もたくさんあるようですが、それぞれ特徴があって、例えばつづら折りのような林道であればヒルクライムのようなスポーツに向いているんじゃないかなというふうに考えております。

次に、林業にカーボンクレジット等を取り組めば林業を救う要素となるのか、町の認識はどうか伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 2020年10月、当時の首相が国会で「2050年カーボンニュートラル」を宣言され、近年では実現に向けて温室効果ガスの排出量削減が求められるようになりました。

これに関連して、温室効果ガスの削減量を売買する仕組み、カーボンクレジットの制度が導入されています。

カーボンクレジットの中の一つとして、国が認証するJ-クレジットがあり、J-クレジットは森林の適切な管理や省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの導入など吸収、排出削減できたCO₂を認証する制度です。

認証されたクレジットを、温室効果ガスの削減が必要な企業に販売します。ただ、森林管理でクレジット認証を取得するには、対象の森林の定期的なモニタリングが必要で、人手と時間がかかります。書類の準備にも時間がかかるという課題があります。

こうした中、群馬県では令和5年度、県内の林業事業者のクレジット取得促進のためモデル事業を行います。ドローンを使って森林状態を監視するなど、低コストでできる森林管理を検証し吸収量を算出、手続きのノウハウを公開し、林業事業者による取得を支援いたします。CO₂の吸収量を増やして温暖化を防ぐとともに、林業の付加価値向上に取り組むそうです。

町として、群馬県のモデル事業を情報提供していただき、それを参考に調査研究をしていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 次に、御荷鉾スーパー林道とみかぼ森林公園についてお尋ねします。

みかぼスーパー林道とみかぼ森林公園周辺は、下仁田自然学校文庫にて里見哲夫氏の監修の下に発刊された「下仁田町の植物」でも見られるように、実に多様な植物の宝庫ともなっております。

みかぼスーパー林道の下仁田町所管分はどのようになっているのか、利用

状況等の調査はあるのかお答えください。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 お答えします。

みかぼスーパー林道は、群馬県の南西部に位置し、藤岡市、鬼石町（現在は藤岡市）、それと万場町と中里村（現在は神流町）、上野村、下仁田町、南牧村の市町村にまたがり、起点は藤岡市鬼石地内、終点は南牧村勸能地内、総延長約67.1キロメートルで、そのうち下仁田町管理区域は町道として、町道2404号線、0.43キロメートル、町道2405号線、2.37キロメートル、町道2406号線、1.11キロメートルで、合計で約3.91キロメートルとなります。

この林道が開設された経緯でございますが、地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、林業の生産の増大に資するとともに、林業以外の産業の振興にも寄与するために作られる地域林道網の基幹とするため、特定森林地域開発林道事業（スーパー林道事業）として昭和47年度から昭和58年度に事業実施されました。総事業費103億9,800万円、施行主体は森林開発公社で、工事完成後に維持管理は関係市町村に移管されました。昭和59年3月31日に供用を開始されました。

町の維持管理区域は、ほとんどが未舗装で通常の維持管理点検及び輪達等の路面の整備を適宜行っております。台風等の災害で被災した場合は復旧工事を実施しておりますが、利用状況についての調査はしておりません。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 スーパー林道というのに、下仁田町側は町道ということです。

これは、過去に交付税算入の関係で町道にしたのかもしれませんが。

みかぼ森林公園管理事務所の話によりますと、従来、年間通行量は3,000台から4,000台の範囲だろうと推定したらしいですが、定点カメラの設置により映像にたまたま映ったバイクと車は1万3,000台以上だとお聞きしました。これは、下仁田インターチェンジ上下線出入りで1日3,000台を切る今の状況から見れば、インターチェンジ4日分以上の通行量に当たります。それだけ、隠れた人気スポットではないかというふうに考えられます。

そこでみかぼスーパー林道は5か市町村が関わっているが、連携して整備の計画はないでしょうか。

また、先ほどの答弁にあったように、林業以外の産業の振興にも寄与する

ためという視点も組み入れて計画を願いたいと思います。よろしく願います。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 荻野文昭 みかぼスーパー林道を通行する目的の一つとしまして、みかぼ森林公園が挙げられます。

この公園は、みかぼスーパー林道の藤岡区域内にあり、豊かな自然を楽しむ自然観測型の公園として群馬県が管理してございます。

先ほど、岩崎議員から年間1万3,000台以上の通行があったとお聞きしましたが、公園を管理する群馬県の担当課に来園状況について聞いたところ、令和4年度で1万6,190人の来園者があったそうです。

このような状況を勘案すると、みかぼスーパー林道を多くの方が利用していることが伺えます。

関係市町村が連携しての整備計画はないのかとのことですが、開設当初、施行主体であった森林開発公社から工事完成後に関係市町村へ移管された後、維持管理については管理区域ごとの市町村で整備をしております。

現在は、連携した整備計画や組織等はありませんが、関係市町村と道路状況についての情報の共有をしております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 これは、以前には林業目的以外には使わせないというような、何か内々のそんなようなあれもあったらしいですけども、町道ですので、よほど危険を伴うような行為でもない限りは規制はできません。

先ほど答弁いただいたように、林業以外の産業の振興にも寄与するためという視点を組み入れて、今後計画を願いたいと思います。

次に行きます。

今度は、文化財、天然記念物の指定登録についてお尋ねします。

町内にはどれくらいの文化財、天然記念物がありますか。また、町内にある文化財等天然記念物の状況、車両、その内容についてお聞きします。ご答弁をお願いします。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 お答えいたします。

町内には、荒船風穴、蚕種貯蔵所跡、春秋館跡の国指定史跡が2か所、高橋道斎の墓の県指定遺跡が1か所、西牧関所など町指定史跡が24か所、諏訪神社の大ケヤキなど町天然記念物が2か所、合計で29か所の指定がございいます。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 それでは、次に文化財指定、天然記念物指定への要件と手続についてお尋ねします。どのような知見を経て指定あるいは登録されるのでしょうか。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 文化財の指定についてでございますが、歴史的な価値のあるもの、天然記念物の指定については希少価値のあるものなどの要件を満たしているもので、所有者本人からの申請、または所有者の承諾の下に町教育委員会へ申請していただきます。

これを受けまして、町教育委員会は町文化財調査委員会へ諮問いたします。町文化財調査委員会では、現地調査や資料の確認など調査研究をし、調査結果を町教育委員会へ答申いたします。この調査結果を基に、最終的に町教育委員会で判断することになります。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 それでは、白髪岩原三角点の歴史的な価値についてお聞きしたいと思います。

それで、資料もお配りしたんですが、映像化されるということで、ご覧になれる有権者の皆さん、町民の皆様にも、なかなか行った方は少ないと思うので、パネル、議長の許可を得てパネルを展示させていただきたいと思います。

それでは、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 白髪岩原三角点の歴史的価値については、明治時代初期に近代測量が開始され、三角測量を行いました。全国で50か所の原三角点を設置したとのことです。

ただいまお配りいただいた資料からも分かるんですけども、標石は南牧村産の欄石で、原三角測定、明治15年10月内務省地理局と刻印されています。当時のまま残っているのは、新潟県の米山、東京都の雲取山、そして当町の白髪岩の3か所が確認されております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 この件は、以前にも私だけではなくて数回質疑されたと承知しております。

前回、私の平成24年6月の質問に対して答弁では、「所有者が国土地理院かと思っておりますけれども、それから林野庁が土地所有者だと思います。その

所有者の同意を得て下仁田教育委員会に申請すると、その後、文化財調査委員会での歴史的価値の検証を経まして、教育委員会で指定する」と答弁をいただいております。その後の対応はどうなっているのでしょうか。どのような調査や関係部署との調整、要望書などがあれば教えていただきたいと思います。

なお、三角点は全国に1等から4等まで10万点あると言われております。文化財に指定された例としては、日本水準点の日本水準原点標庫が日本における最高の基準点近代測量遺産で、150周年記念に際し国の重要文化財に指定されております。

また、ほかに須坂基線東端点（これは須坂市）、西林村基線西端点（これは徳島県）、相模原基線（これは相模原市）、などが挙げられます。

こうしたことは、この原三角点がどのような価値があるか調査し、まずは関係者や住民によく周知し、機運の醸成が必要だと思います。もしそれなりの価値を有するとすれば、三角点標石が棄損されないように、その価値を周知するとともに法的に守れる体制、例えば文化財指定や登録なども一つの方法だと思います。文化財指定になれば、単なる器物損壊や窃盗だけでなく、文化財破壊による刑罰が科されることとなります。その点をよろしく願います。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 白髪岩原三角点につきましては、平成13年頃民間の方が発見し、新聞やインターネットでも掲載されました。その後、平成20年に群馬県森林管理所へ遊歩道の設置や周辺の木々の伐採などの要望書を提出いたしましたが、回答がありませんでした。

その後の調査で、三角点の管理は国土交通省の管轄であり、国有林では管理しておらず、民有地の保安林内に設置されているようです。

今後、さらに調査を進めながら、法的な手続の下に、例えばですけれども、文化財への指定や登山道の整備なども考えていくことができます。

日本の測量技術の歴史を伝える貴重な遺産として、後世に伝えていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 ここに資料の中に、4月22日現地観察会というふうに書いてありますけれども、県のそれなりの部署の方にも一緒に同行していただいて、この三角点を見たところでは、

また、つくば市にある、今、課長が答弁したように、つくば市にある国土

地理院の方にも確認したところ、今はこの三角点を所管していないそうです。しかし、地理院の方が言うのに、地元の方が三角点を大切に守っていただくことは大変ありがたいので、何か分からないことがあればお手伝いできればと思っていますと回答いただいております。さらに、レプリカ等も作成して設置していただけると、この上ない地理院としてはありがたいことだというようなことも伺っております。

以前、今の答弁にありましたように、国有地への遊歩道設置許可、国有林内の関係地の無償貸与、原三角点周辺の立木伐採等の申出を行ったが回答はなかったらしいが、また今の答弁でもこれが民地だったとすれば申請の手続も違ったんじゃないかなと思います。当然、国交省は回答しないですね。

また、下仁田森林事業所の調査もあり、まずは地番をはっきりさせて保存に向けた地権者との交渉、保存方法などをしっかりと検討願いたいと思います。

もうこれ、森林事務所によると、どうも地番は下仁田町内だと、の場所だということらしいです。ですから、これが自治体がまたがると、もう一つの自治体と協議しなければならないので複雑になるんですけれども、もし下仁田町単体の地内だとすれば、これは町の意向次第ということになると思います。

非常に、これが今まできれいに、普通はどこか欠けたりいろいろしているらしいんですけれども、非常に保存状態がよくて、古いコケがもうついていて、このままあることがもう大事だということでもありますので、その辺も含めて専門家の皆様のご意見を聞いてお願いしたいと思います。

それでは、次にジオパークの世界認定に向けて取組はどうなっているんでしょうかということです。

前回の質疑の中で、質問に対して答弁は、小さなこの町で取組が果たしてこれからずっと続いていけるかどうかということを考えますと、少し幅広く近隣の市町村とも連携を取り合う中で模索していきたいなど。しかも、この地域が10%を新たな地域として加えることになるということになると、また新たな日本ジオパーク認定も必要だということでございますから、その辺については非常に考えをまとめて、よいところのピックアップ的に世界認定に向けて活動がしていければいいかなというふうに、今後模索しながら、近隣の市町村ともそのよさを連携しつつ進めていきたいというふうに考えておりますと、当時の町長が答弁しております。

その後、進捗状況をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 お答えします。

ジオパークがスタートしたのが2004年です。当初は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が支援するプログラムとして、地質遺産の保護と持続可能な活用を目的として始めました。

その後、世界中でジオパークの活動が広がり、2015年にジオパークがユネスコの正式プログラムになりました。

現在のガイドラインで、世界ジオパーク認定として必要な条件は、国際的な受入態勢のほかに、1といたしまして国際的に地質学的重要性を有するサイトがあること。2といたしまして、社会が直面する重要課題への意識を取り組むためにジオパークを活用すること。3といたしまして、他のユネスコブランドとの相乗効果の明示。4としまして、相互支援としてジオパークネットワークへの加盟。5といたしまして地質遺産販売の禁止、以上の5つの条件が上がっております。国内ジオパークも、この基準に基づいております。

下仁田ジオパークは、2011年に日本ジオパークの認定を受け、これまで3回の再認定審査を受けてまいりました。ユネスコ基準の1の「国際的に地質学的重要性を有するサイトがあること」とありますが、残念ながら当地域の国際的な科学的な裏付けがまだ十分ではありません。

また、2にあります「社会が直面する重要課題への意識を取り組むためにジオパークを活用すること」につきましても、ジオパークを通して地域住民に誇りを持ってもらうことが重要で、「下仁田ジオパークの会」の活動を中心に、ジオの日清掃などの活動を通して河川の環境保全に努めるなどは、地域と住民の一体感を強化する取組です。

また、ガイドツアー時には、青岩公園で令和元年の台風被害の状況を説明し、変動する自然に目を向けてもらうとともに、自然災害の脅威を参加者に伝え、防災意識の向上や気候変動との関わりなども伝えております。

さらに、3番にもありますが、「他のユネスコブランドとの相乗効果の明示」につきましても、ジオサイトでもある「世界遺産荒船風穴」は文化遺産でございますが、自然地形を利用した産業遺産です。地球の営みによってできた特殊な地形を活用し、冷風を絹産業の発展に寄与したことなどを伝えていくことで、十分に相乗効果を生み出していると考えられます。

このように、現状では全ての条件を満たしているとはいえませんが、まずできることから取り組んでおります。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 ユネスコの基準に取り組みられたことによって、なかなかハードルが上がったかなと思いますけれども、それはそれとして、今後必要な取組としてどのようなものがありますか。見通しを教えてください。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 下仁田ジオパークでは、「地域の良さの再認識、地域の活性化、地域の繋がりの強化」を目標としております。改めまして、地域住民に下仁田の自然、歴史、文化の価値を知ってもらいまして、町内外へ情報発信し、ジオパークの活動を理解していただくことを目指しております。

学校教育におきましても、郷土下仁田の地域素材を活用した教育課程を編成し、小・中学校9年間で系統的な学習を展開することによって、郷土への親しみや愛着、誇りを持てる児童・生徒の育成を目指しております。

さらに、近年、地震や大雨などによる自然災害が多く発生しております。足元の大地に目を向けることで、防災意識の向上や河川の環境保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 最後になりますが、ジオパークは地質に限らず地形や人との関わり合いも含まれていると思います。世界遺産荒船風穴や中小坂鉄山、あるいは馬山の土木遺産のようになっております只川橋、また先日、町の広報や新聞で紹介のあった南野牧中丸鉱山に由来するチャツボミゴケは、実際行ってみると大変見ごたえのあるものであります。こうしたことも上手に取り組んで、町の活性化にも活用していただきたいと思います。

そこで、今までのことを含めて、教育長さんには就任1年たちましたので、もろもろの下仁田町の現状を直接目に、耳に触れるに当たりまして、感想や今後の思いを語っていただければと思います。

○議長 佐藤博 教育長

○教育長 里見立夫 ありがとうございます。

ジオパークの活用は、ユネスコの事業です。ジオパーク認定の基準は、先ほど課長がご説明いたしました。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を続け、国際社会、国際平和と人類の福祉を推進を目的として、国連の専門機関であるユネスコの事業であることを改めて意識いたしました。

ジオパークにつきましても、壮大な事業ではありますが、地元にも密着して地に足のついた活動を持続することが重要だと考えております。

議員おっしゃるとおり、様々な要素が存在している下仁田ジオパークを、町民の、現在の町民の皆様により強く関心を持ってもらうように、情報の発

信や環境の整備にご協力いただくようにするとともに、将来を担う人々に大地の活動によってつくられた地形や自然環境を大切にするとともに、そこに生きてきた人々によって創造された有形無形の文化財を尊重し、地域の社会の一員として積極的に活動することのすばらしさや必要感が持てるよう、学校でも取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 先ほどの中で、ちょっと私が伝えておくのを忘れましたので、1つだけ加えさせていただきます。

この三角点のレプリカについては、もう既に柵石の石工さんというんですか、技師さんというんですか、の方がぜひ造ってこの町のためにこういうものを展示して活用していただきたいという申出がありましたので、申し添えておきたいと思えます。ぜひ、町としても検討して。

ただ、刻字は、字を刻むということは石工さんはやらないそうなので、そこはなかなか特殊な文字を使っているのです、よく検討していただいて、対応していただければと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時でお願いいたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後0時59分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

佐藤公夫君

(佐藤公夫議員 一般質問席へ)

○12番 佐藤公夫 議席番号12番、佐藤公夫が通告書に基づきましてこれから質問をさせていただきます。

まず最初に、下仁田町5つのゼロ宣言と。これは、2022年7月7日に華々しく発表されました。

ニュートラルカーボンは、2050年までに達成が目標になっておりますけれども、2050年まであと27年間あるわけですけれども、この工程表ができていないか、つくる予定があるか、その辺のところをお伺いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 その件に関しまして、保健課長に答弁させます。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 お答えいたします。

昨年7月7日に、5つのゼロ宣言として表明をさせていただきました。この具体的な今後の工程表については、これから皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 このカーボンゼロは、象徴的な事業だと思うんです。ただ、象徴的な事業だから、なかなか工程表、構想書をつくるのも難しいんじゃないかなという中で、5つの宣言の中のまず1つ、温室効果ガスゼロと。その中で、森林整備の推進、循環型社会の構築という項目がありますけれども、どのような事業を、どのような作業を行う予定ですか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 農林課長に答弁させます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

森林環境譲与税の用途については、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の推進等の普及啓発でございます。こうした用途が決まっているわけです。

その中で、下仁田町としては情報技術の機器の導入、ドローン機器の導入であったり、あとは林業担い手育成支援事業の補助金の創設、また森林整備促進伐採搬出補助金というものを取り組んでいく予定でございます。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 先ほど岩崎議員の質問の中にも、森林環境譲与税交付金のあれがあったのでダブる、答弁でダブる部分があるかと思うんですけれども、それはダブってもらっても結構です。

下仁田町の高度強靱化地域計画の中に、森林整備の担い手不足と、担い手不足のために荒廃森林の増加が課題であるという一行があります。この担い手不足をどのような方法で解決していく予定があるか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 先ほどにもちょっと答弁させていただいたんですけれども、令和5年度に新たに林業従事者の担い手の確保を図るため、総合的な対策としまして林業担い手育成支援事業補助金を創設し、担い手の育成、就労環境の改善、就業支援、推進活動、情報技術の導入など下仁田町森林組合のほうに支援を行って、担い手確保につなげていきたいと思っております。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 担い手不足を何とか補っていくのには、まず林道、作業道、この工事の発注は建設業者に開設なり整備をしていただいて、森林組合等の森林整備に、整備のプロは、森林整備のほうに特化していただけたら、人手不足も多少は解決するんじゃないかなろうかなと。今、作業道まで森林組合が開設しておりますから、かなりこの部分で人工が食われていると。

作業道、林道等の開設整備について、森林組合以外の業者に発注するようお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 今いただいた意見を、森林組合のほうに話をつなげてみたいと思います。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 人手不足の一つの解決策として、先ほども森林環境譲与税の使い方が出ておりましたけれども、森林環境譲与税、来年度から住民課税者に1年間1,000円課税をされると。

そういう中で、旧東野牧小学校にあった預かり荷物を旧かぶら保育園に全部移動しちゃう。若い人材を確保するために、旧かぶら保育園の荷物は元に戻して、かぶら保育園を若い人のためのシェアハウスに改築すると、そこに6人ぐらいの、6部屋ぐらいの部屋ができ、なおかつお風呂、お勝手も整備ができると思うんですけれども、森林環境譲与税、人手不足解消のため、若手の労働者を確保するために、森林環境譲与税を旧かぶら保育園をシェアハウスにしたらいかがかなと。いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 検討してみたいと思います。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 あらかじめの打合せでその部分なかったから。

5つのゼロ宣言の中で、3番目の宣言で災害時停電ゼロと、こうあって、その中で各家庭、事業所への太陽光発電設備、蓄電設備の推進と、こういう項目が載っていますけれども、どのような方法で各家庭、事業所に太陽光発電設備を設置してもらおう方策があるなら。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今現在、県のほうでは、太陽光発電、これは県の新型コロナ対策臨時交付金を使った県の事業が実施してございます。それは、内容としましては、期間限定でございます、令和5年度で終了はなるんですけれども、設置した、

太陽光発電を、パネルを設置したご家庭に対して、1キロワット当たり幾らとかという補助をする事業でございます。また、蓄電池等を設置した中小企業、企業に対してもその蓄電池の設置の非常を補助するというような事業が今現在、県のほうが実施してございます。

また、県内各自治体においても、単独の事業としてですけれども、やはり同じように太陽光発電を設置したご家庭に、1キロワット当たり1万円であるとか、上限を2万円であるとかというような形で設置費用に対する補助をやっている自治体もございますので、そういうのも参考に今後、進めてまいりたいと思います。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 その取組はコロナが済んじゃったんだから、ちっとも参考にならないんだよ、今の答弁は。民間に太陽光設備、蓄電池を推奨をしておきながら、町の施設に太陽光が設備されているのは中学校と小学校にほんのちょこちょこことあるだけで、本年6月1日より電力の大幅な値上げがされます。もうされたんだね。下仁田町の公共施設の1年間の電気の使用金額は1,000万円を超えるかなど。

そういう中で、民間に太陽光発電、蓄電池を推奨するのであれば、まず町は町の施設に太陽光発電、夜間用に蓄電池と、これを設置すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

おっしゃるとおり、ゼロカーボンを進めるに当たっては、やはり公共施設等の設置は必要かと考えてございます。

ただ、各施設の設置する場合の設置する環境であるとか、また施設ごとに設置が可能であるかとかということのも検証しながら、また費用対効果も含めた中で今後検討してまいりたいと思います。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 今、費用対効果と、財政調整基金を14億、15億金融機関に預けても金利は0.002、1億円預けても20万ぐらいしかないです。町の施設、役場のこの庁舎、教育委員会、文化ホール、保健センター、これに太陽光を設置すれば、恐らく80キロワットの太陽光が設置できると。約1億円はかかると思います。

80キロワットの太陽光ができれば、約1,000万円の払っている電気料は、300万ぐらい払えば十分賄える。1億円で600万円の電気料が稼

げたら費用対効果は明らかなので、太陽光発電は町内にある町の施設に、耐震等の検査も必要かもしれませんが、絶対に設置すべきだというのは町長、どうですか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 一昨年あたりからそういう意見をいただいています。構造的な問題、あるいはやはり費用の問題、確かにそれなりの見返りというかあれは出るかもしれませんが、いろいろな問題が今、その中で出てきています。それらもいろいろな検討をしておる最中でございます。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 こんないい事業、長々と検討している間に2年、3年たっちゃいますよ。

いずれにしても、民間に進めるのであるから、費用対効果を考えて早急に導入すべきだと考えていますので、早めに議会で提案してください。

それでは、次にまいります。

下仁田町の職員管理計画、2016年2月に作成されて7年がたちました。

2016年2月のときの町の人口は何人でしたか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

2016年の町の人口でございますが、8,063名でございます。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 本年の2月は何人ですか、人口は。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 令和5年2月の町の人口でございますが、6,536人でございます。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 7年もたつと1,500人減っちゃうんだね。

2016年、この管理計画をつくったときの2022年の町の職員の総数は、どういうふうな数字になっていますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 2022年の町の職員の定員管理計画作成時の総数は116名となっております。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 本年は幾らになっていますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 令和5年の職員総数につきましては、118名となっております。
います。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 この計画書を見ても分かるとおり、1年間に200人からの人口が減っているのに職員の数を増やしている。こんなばかげた行政はないですよ。

あわせて、法律改正によって定年が延長になりました。本年、再任用の職員は何名か、新規採用は何名か。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 令和5年度の再任用短時間勤務職員の人数は8名でございます。新規採用職員につきましては4名でございます。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 いずれにしても、新採用の人は今後40年、少なくとも40年は町に勤めるわけです。あわせて、1年間に200人からの人間が減っているのに、そんなことをしていたんじゃないでしょうもないよね。

あわせて、前回も質問してありますけれども、障害者雇用率がまだ達成できていない県内2市4町の中に下仁田町は含まれています。

なお、渋川市は監督官庁から雇用率が達成できていないと勧告を受けている状況があるので、できるだけ早めに、役場本庁でなくたっていいんです。一部事務組合で採用、町が採用して一部事務組合に出向ということの手も使えることですから。ぜひ、監督官庁から勧告を受けないようにお願いをしておきます。

次に、下仁田町持続発展計画の中に空き家対策があります。この空き家対策は、空家対策特別措置法が2014年に制定されて、町の調査は2015年に調査をしているんですけども、その後調査が行われていないので本年、昨日、空家対策特別措置法が参議院で可決成立しています。3か月以内に法の執行ができるので、下仁田町も早急に条例の改正を行ってほしいと思うんですけども、9月の定例会あたりに下仁田町の条例が提案できるかどうか。

○議長 佐藤博 答弁できますか。

○12番 佐藤公夫 議長。

○議長 佐藤博 ちょっと待ってください。

まだ、できない。

ごめんなさい、保健課長

○保健課長 今井美和 お答えいたします。

佐藤議員のおっしゃるとおり、空き家の、空家等対策の推進に関する特別措置法ができて、昨日6月7日にこの一部改正が可決成立されたということです。

空き家に対して、空き家は個人の財産であるため、所有者が管理を行うことが原則ですが、この特措法に基づいて、空き家が管理不適切であったり著しく保安上の危険となるおそれのある状態などには、特定空家に認定をいたしまして、適切な管理がされるよう所有者へ助言や指導による働きかけを行ってまいりました。

平成27年度の空き家の調査に基づいて、今のところのデータはそのデータの把握しかしておりませんが、今後新しくその空き家データを活用して現状の再更新させていただいて、これからの今後の計画を進めてまいりたいと思っております。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 今回の改正で一番変わったのは管理不全空き家、今までは単なる空き家と特定空家だったんですけれども、今回の法律の改正で管理不全空き家というのが新たに加わって、この管理不全空き家を市長村長が認定をすると、宅地課税の優遇税制が廃止になります。

そういうことで、できるだけ早めに条例を改正してもらうのと併せて、空き家の取壊しが一律、町内の業者なら20万円、町外の業者で10万円、一律で空き家の取壊しのあれで出ていますけれども、地域柄一般住宅と養蚕、こんにゃくの生産が多かった農家住宅、農家住宅の場合には物すごく床面積が大きいので、一律の取壊しの補助金でなくて、床面積の補助金で取壊しの補助をするように検討を願いたいと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 お答えいたします。

佐藤議員のおっしゃるとおり、ただいま下仁田町では老朽空き家の除却補助金を実施しております、その内容については、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家に対して、除却する意思のある方に対しての補助金を実施しております。

除却の実績数は、これまで29件で、国の交付金をそのうち20件が受けております。

調べますと、県内の市町村でもこの除却の補助金を28市町村で導入をしております。市町村によってその上限額がいろいろですが、低額のところで

15万円、高額のところでは100万円で、費用の2分の1や5分の4といったような補助割合をして算出しております。

下仁田町についてもこれから、下仁田町の助成の補助金については、町内の業者を使った場合に20万円、費用の2分の1の補助、町外の業者の場合は10万円の補助を実施しておりますが、今ご意見、ご提案をいただきましたとおり一般住宅と農家住宅の規模に応じて、またその措置の金額を考えるような検討を、これからまた再度検討させていただいて、実施できるような運びをしていきたいと思っております。

○議長 佐藤博 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 とにかく、農家住宅は大きすぎてなかなか取壊しにちゅうちょする権利者が多いようなので、その辺のところをまた今の答弁で検討してくれるということなので、大いに期待をしたいと思います。

あと何分。

(「あと4分です、3分ですね」の声あり)

○12番 佐藤公夫 次は、耕作放棄地対策は、持続化計画で対策を取りたいという記載があるんですけども、町のほうから、行政側から全く対策に対する予算措置が取られていない。特に、生活している南野牧、西野牧、ものすごく耕作放棄地が増えています。この辺のところを、また水田も干し上がっている水田が多くなってきています。この辺のところの利活用、耕作放棄地の人事交流のためにいろいろ担当課で検討してもらって、水田には花ショウブを植えるとか、畑にはナノハナ畑を大々的につくるとか、そういうようなことに今後検討してもらいたいと思っております。

私ごとではありますけれども、議員定年は私自身は80歳というふうに考えております。この7月で80になりますので、次の選挙には出ないほうがいいなど。ちょっとよかったですでしょう、小うるさいことを言う議員が1人いなくなるので。

あわせて、まだ9月まであるので、途中で心変わりしたら出馬をする予定で、予定も入るかと思うので、現職の皆さん、安心しないでください。

どうもありがとうございました。

○議長 佐藤博 以上で一般質問を終結いたします。

○議長 佐藤博 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

なお、引き続きまして、1時40分から302委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。1時40分からです。10分間休憩といたします。

散 会 令和5年6月8日 午後 1時30分